

## 国民年金保険料の追納をおすすめします！

問 長崎北年金事務所 ☎861-1354 長崎南年金事務所 ☎825-8701  
健康保険課年金係 ☎801-5821

全額免除、一部免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、全額納めた場合と比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。特に納付猶予や学生納付特例の期間は年金の受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

そこで、10年以内であれば追納制度により、これらの期間の保険料をさかのぼって納めることができます。

### 注意事項

- 老齢基礎年金を受給している方は、申し込みできません。
- 一部免除を受けた期間で、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。
- 追納が可能な期間のうち、原則古い分から納めていただきます。なお、過去3年度以前の追納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。お早目の追納をおすすめします。



## 消費者注意報

### そのネット通販、定期購入になつていませんか？

スマホで「お試し価格〇〇円」「初回限定」「いつでも解約可能」の格安商品の広告を見つけ、1回だけのつもりで健康食品や化粧品等を注文したところ、「定期コース」の契約となっていた。解約しようと業者に電話しても繋がらない、定期購入が条件であるので初回解約なら通常料金を支払ってもらう、返品には応じられないなどと言われたというトラブルが相次いでいます。インターネットや新聞、テレビなどでの「通信販売」利用の際はより慎重な対応が必要です。

#### 消費者へのアドバイス

- 通信販売を行っている事業者はサイト上に「特定商取引法に基づく表示」として、解約・返品条件等を詳細に掲載しており、購入者はこれらの条件に従うことになります。末尾までしっかりと確認しましょう。
- 特に「初回限定」「お試し」「格安」等の宣伝文句に目を奪われがちです。「定期購入」「定期コース」等の契約になつていなか、注文は慎重にしましょう。
- 有名メーカーをまねた、模倣サイトが出回っており、格安商品には特に注意が必要です。事業者の所在地や連絡先等は本当かどうか相手の事もよく調べた上で注文するようにしましょう。
- トラブル回避のため、広告画面、申込画面などスクリーンショットで保存しておくとともに、相手に電話、メールなどをした記録を残しておきましょう。

☆ネットショッピングは「通信販売」にあたり、クーリング・オフの対象外です！

★ご相談や困りごとは、長与町役場消費生活相談窓口または長崎県消費生活センターへご連絡ください。  
長与町消費生活相談窓口（☎883-1111 代表） 長崎県消費生活センター（☎824-0999）